

肥銀ビジネスインターネットバンキング利用規定

変更後	変更前
第1条 肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス 6. サービス指定口座 (4) 契約者は、サービス指定口座の中から代表口座を申込書によりお届け出ください。なお、代表口座は変更することができません。代表口座を契約者の都合で変更する場合、本サービスは解約となり、新たに変更後の口座で申込を行うものとします。 (5) 契約者は、サービス指定口座の中から基本手数料の引落口座を申込書または当行所定の変更届によりお届け出ください。 9. 利用手数料 (1) 本サービスの利用にあたっては当行所定の基本手数料をいただきます。この場合、当行は各種預金規定にかかわらず、基本手数料を通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座または契約者が指定したサービス指定口座から当行所定の日に自動的に引落します。	第1条 肥銀ビジネスインターネットバンキングサービス 6. サービス指定口座 (4) 契約者は、サービス指定口座の中から基本手数料の引落口座（以下、「代表口座」といいます。）申込書によりお届け出ください。なお、代表口座は変更することができません。代表口座を契約者の都合で変更する場合、本サービスは解約となり、新たに変更後の口座で申込を行うものとします。 (5) 新設 9. 利用手数料 (1) 本サービスの利用にあたっては当行所定の基本手数料をいただきます。この場合、当行は各種預金規定にかかわらず、基本手数料を通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引落します。